

第 2 回

「障害のある人もない人も共に生きる 鹿児島づくり条例（仮称）」検討委員会

会 次 第

日時：平成25年 9月10日(火)

午後 2 時～午後 4 時

場所：県庁 2 - A - 2

1 開 会

2 報 告 (P1 ~ P6)

3 協 議

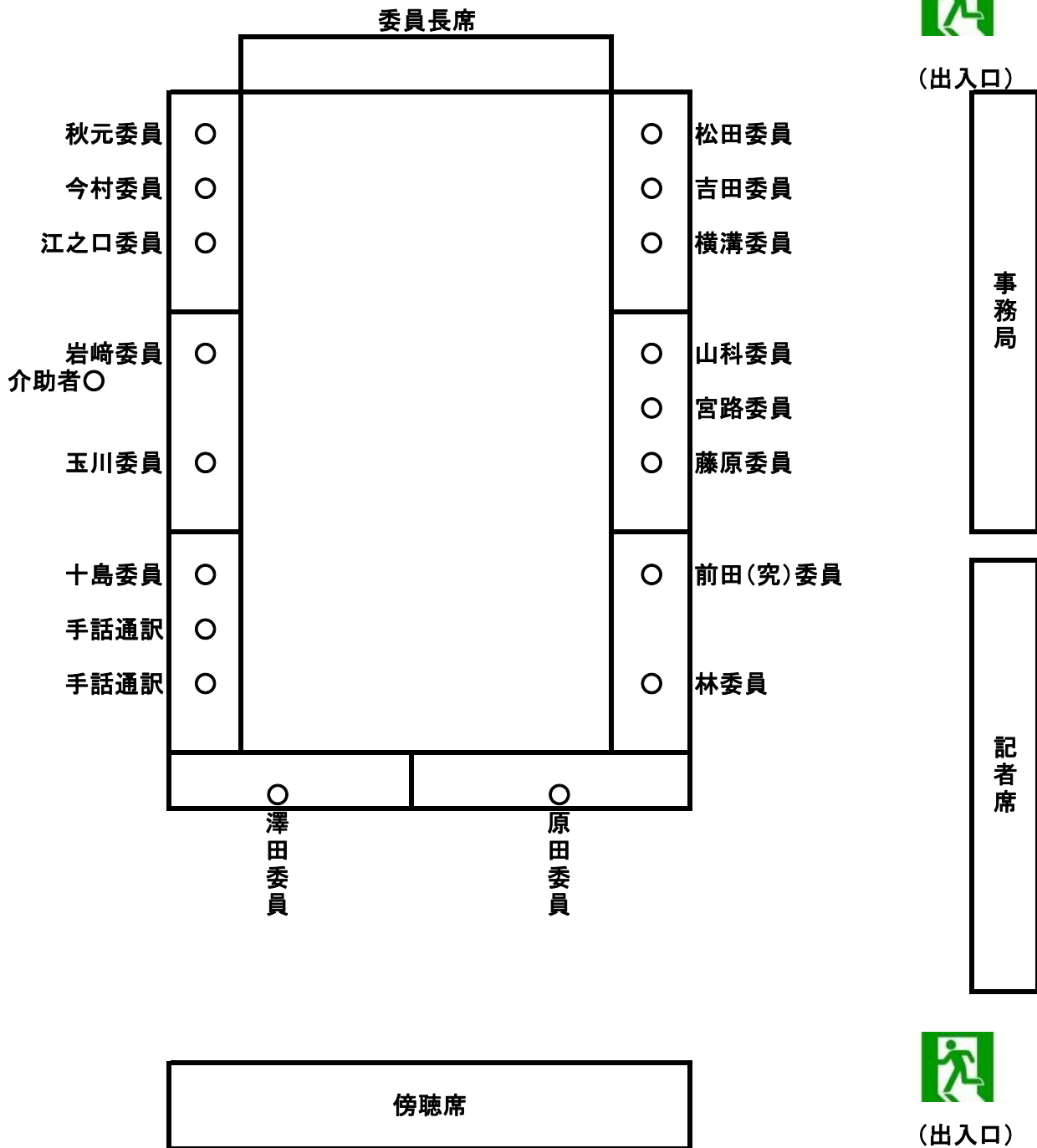
「障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例（仮称）」
について

(1) 枠組み（案）(P7 ~ P12)

(2) スケジュール（案）(P13)

4 閉 会

「障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり
条例(仮称)」検討委員会座席表



「障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり
条例（仮称）」検討委員会委員名簿

（平成25年4月1日現在）

所 属 等	氏 名
鹿児島県中小企業団体中央会副会長	秋 元 耕 一 郎
医療法人公盡会出水病院院長	今 村 圭 介
鹿児島県に障害者差別禁止条例をつくる会会長	岩 崎 義 治
肝属地区障がい者総合相談支援センター代表	江 之 口 博 行
社会福祉法人常盤会理事長	久 木 元 司
公募委員	澤 田 利 江
鹿児島労働局職業安定部職業対策課長	末 吉 克 朗
セイカ食品株式会社代表取締役社長	玉 川 浩 一 郎
鹿児島県手をつなぐ育成会理事	十 島 真 理
鹿児島県医師会常任理事	林 芳 郎
社会福祉法人そてつ会障害者支援施設竹山苑苑長	原 田 啓 介
鹿児島大学教育学部教授	肥 後 祥 治
NPO 法人やどかりサポート鹿児島相談支援専門員	藤 原 奈 美
鹿児島県身体障害者福祉協会企画課長	前 田 究
弁護士	前 田 圭 子
社会福祉法人たちばな会理事長	松 下 兼 介
鹿児島県保健福祉部長	松 田 典 久
かごしま精神医療福祉ユーザーネット協議会会長	宮 路 祐 二
鹿児島県人権擁護委員連合会会長	山 科 千 恵 子
公募委員	横 溝 和 恵
鹿児島県自閉症協会会長	吉 田 光 一

（21名，50音順）

障害者団体との意見交換会における意見概要

1 意見交換会概要

- (1) 実施時期 平成25年6月4日～7月18日（累計約17時間）
- (2) 相手側 障害者団体15団体の役員，障害当事者等約60名
- (3) 内 容
 - ・ 条例制定の背景について
 - ・ 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の概要について
 - ・ 条例内容への要望について
 - などを聴取した。

2 障害者団体からの主な意見とその反映状況

障害者団体から出された主な意見の概要とその反映状況は以下のとおり。

(1) 差別の基準について

【意見】

現状では，差別の基準が不明確であるため，他県条例と同様に分野別に具体的に定めていただきたい。

【枠組案】

9分野における障害を理由とする差別の禁止を規定

(2) 相談体制について

【意見】

障害を理由とする差別に関する紛争を，裁判以前の段階で解決できることが大事であり，県が相談体制を整備することが必要。

【枠組案】

県が差別事案に関する相談に応じ，相談者に対して必要な助言，情報提供，関係者間の調整を行うことを規定

(3) 紛争解決体制の整備について

【意見】

紛争解決に当たっては，紛争当事者の参加を促すため，公的機関の関与を定めていただきたい。

【枠組案】

附属機関を設置し，紛争当事者に対する助言又はあっせんを実施

(4) 表彰制度の創設について

【意見】

表彰制度を設けていただきたい。特に，障害当事者を表彰対象とすれば，県民への啓発にもつながる。

【枠組案】

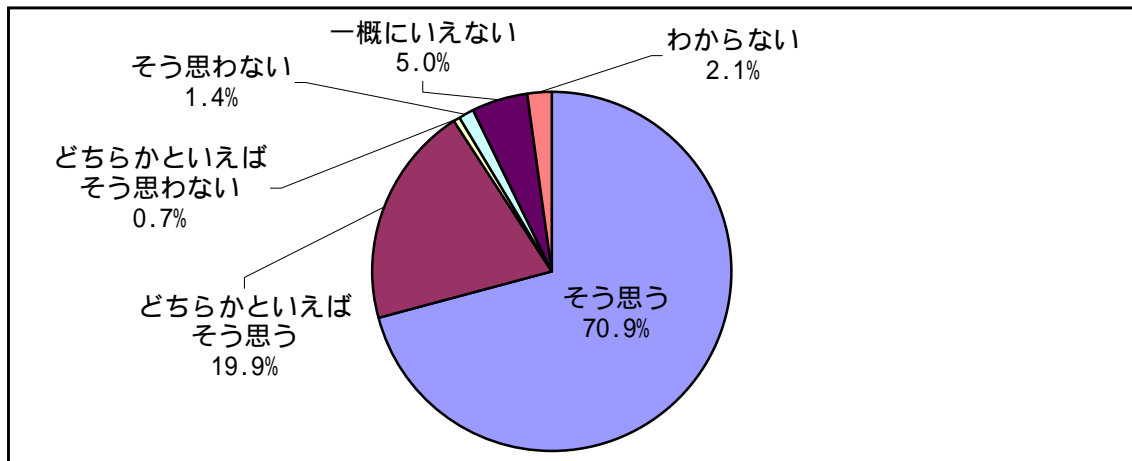
表彰制度を創設

平成25年度第3回 県政モニターアンケート調査結果

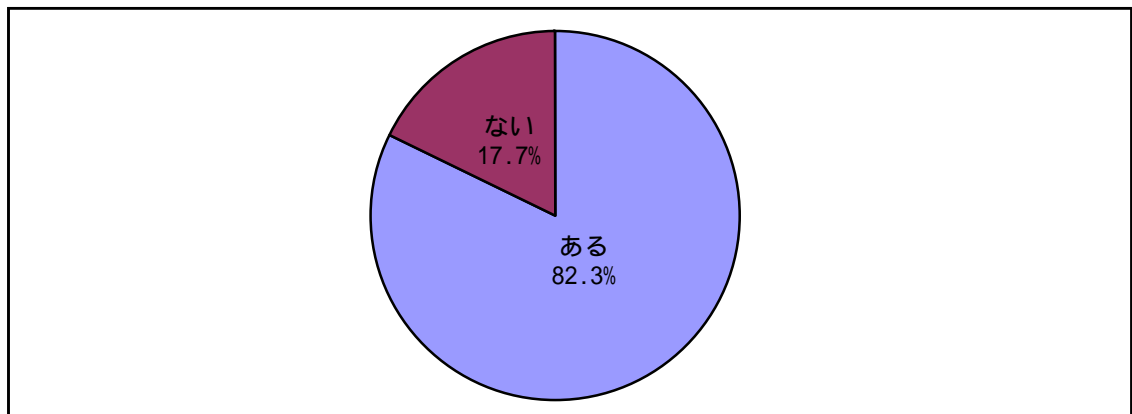
障害福祉課 自立支援係
(099 - 286 - 2749)

テーマ 「障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり」について
調査目的 障害を理由とした差別や障害者が日常生活において不便を感じないように施設の改良やサービスの提供をすることに関して、県民の意識を把握し、今後の施策を検討する上での参考とするため。
調査時期 平成25年7月
調査対象者数 200人
回答数 142人(71%)

問1 「障害のある人が身近に生活しているのが当たり前だ」という考え方について、どう思いますか。

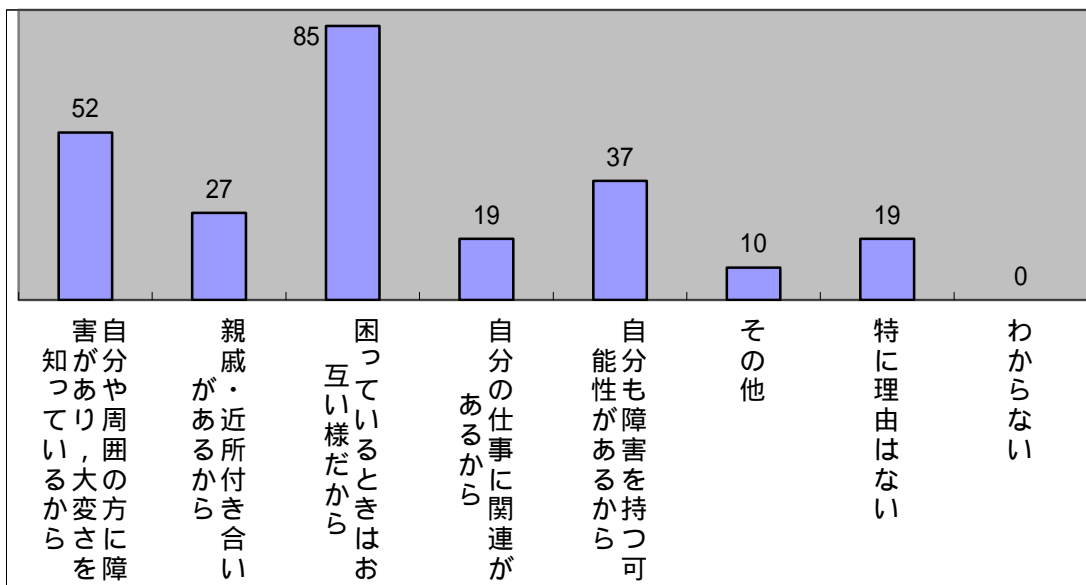


問2 障害のある人と話したり、障害のある人の手助けをしたことがありますか。



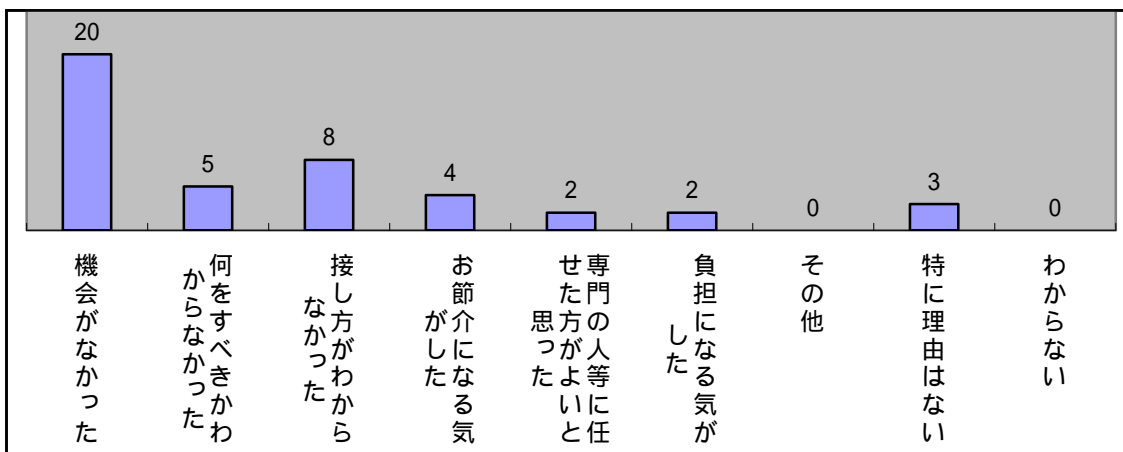
(問2で「1 ある」と答えた方に)

問3 それはどのような理由からですか。(複数回答可)

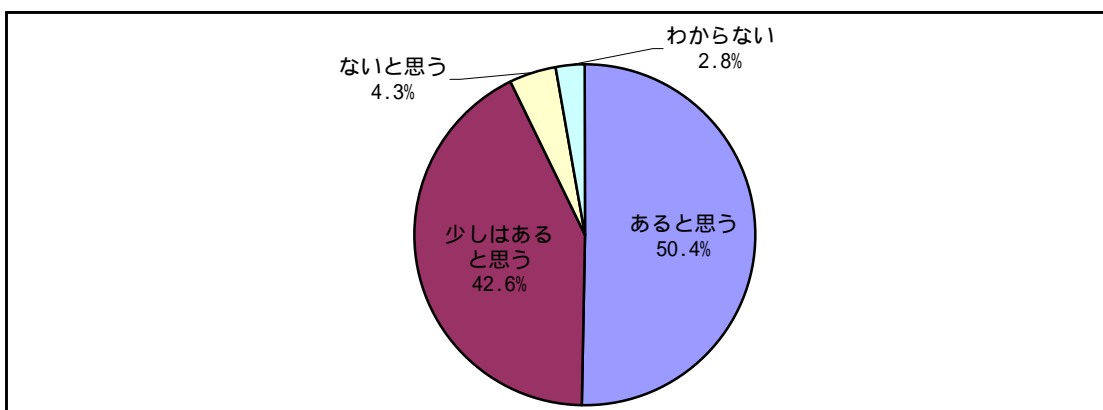


(問2で「2 ない」と答えた方に)

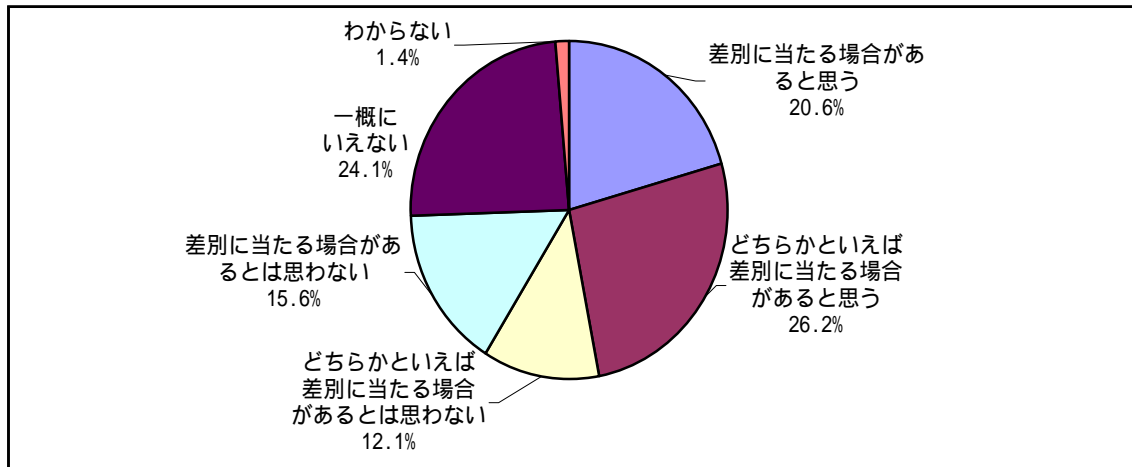
問4 なかったのはどうしてですか。(複数回答可)



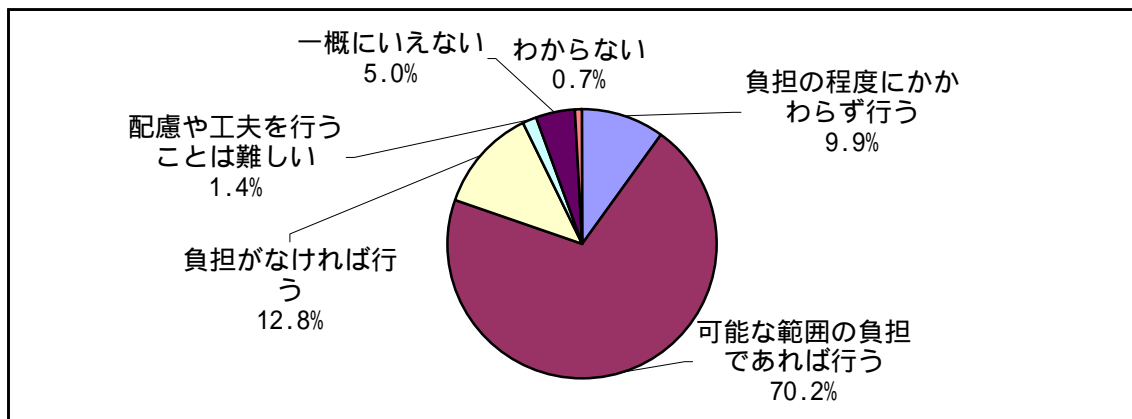
問5 障害のある人に対する障害を理由とする差別や偏見があると思いますか。



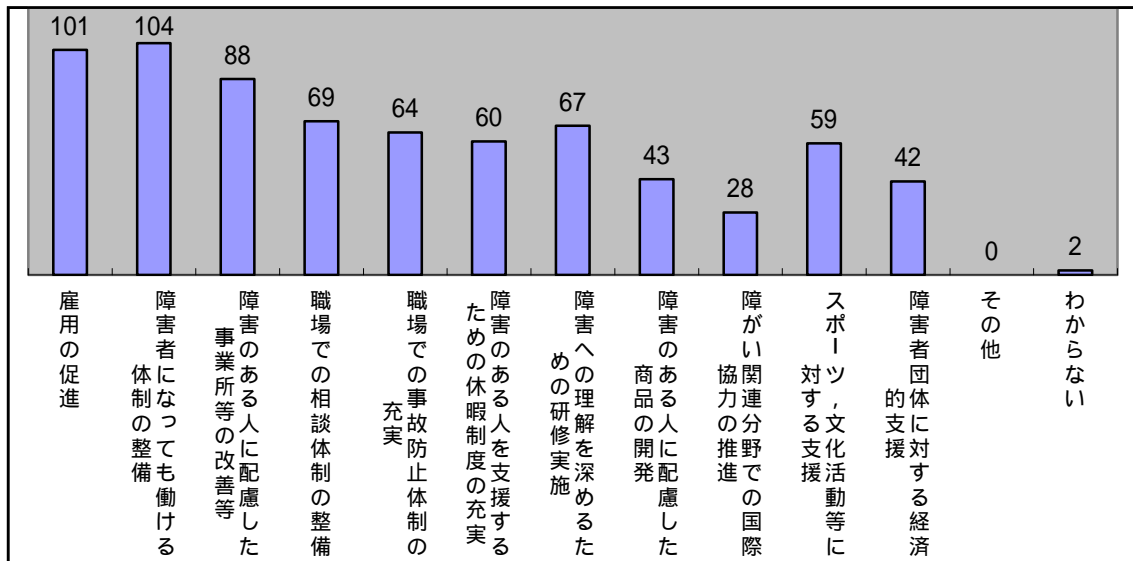
問6 障害のある人がない人と同じように生活するため、例えば、商店の入り口にスロープを整備するなどの配慮や工夫が必要になることがあります。こうしたことを行わないことが「障害を理由とする差別」に当たる場合があると思いますか。



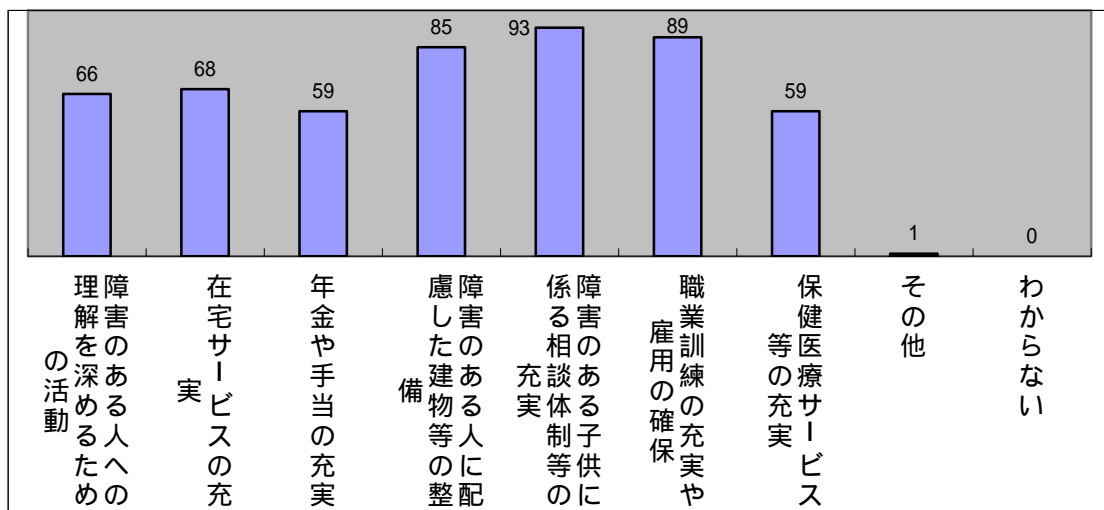
問7 障害のある人とない人が同じように生活していくため、例えば、商店の入り口にスロープを整備するなどの配慮や工夫を行うことを求められた場合、経済的な負担を伴うこともありますが、配慮や工夫を行いますか。



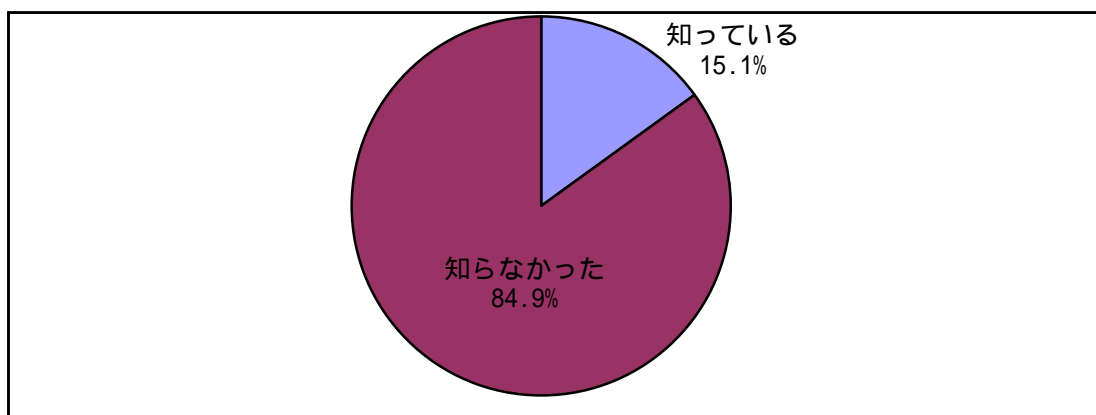
問8 障害のある人のために企業や民間団体が行う活動について、どのようなことを希望しますか。(複数回答可)



問9 障害のある人に関する県の施策のうち、もっと力を入れる必要があると思うものをお答えください。(複数回答可)



問10 現在、県では「障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例(仮称)」の平成25年度中の策定を目指して検討を進めているところですが、ご存じですか。



障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法〈平成25年法律第65号〉）の概要

障害者基本法 第4条
基本原則 差別の禁止

第1項：障害を理由とする差別等の権利侵害行為の禁止

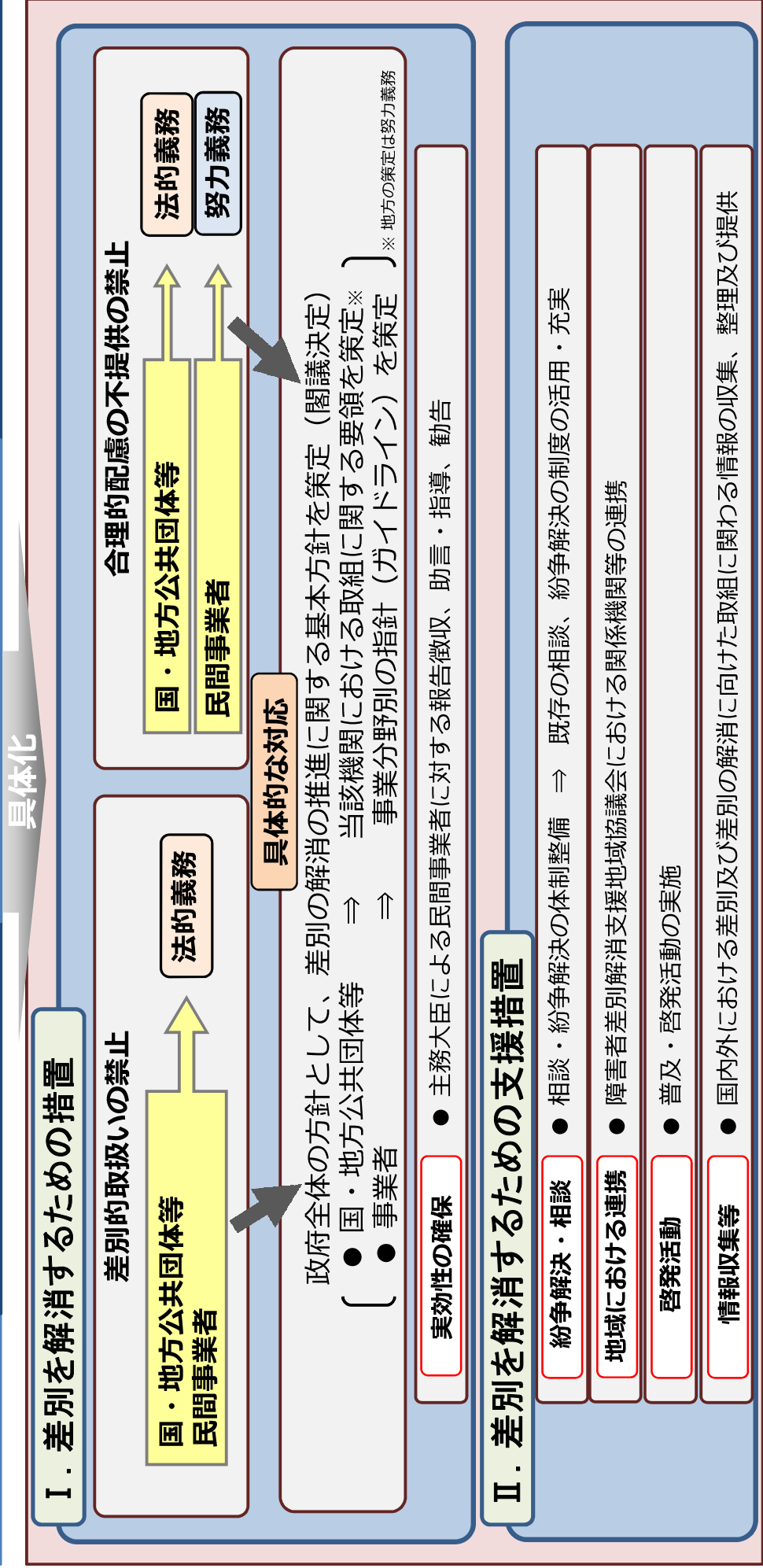
何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

第2項：社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止

社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。

第3項：国による啓発・知識の普及を図るための取組

国は、第一項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。



障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例（仮称）の枠組（案）の概要

前文

- ・障害のある人は、様々な社会的制約に直面しているとともに、高齢化の進展等により、障害のある人の数が増加
- ・福祉サービスの向上や県民に対する意識啓発等により、障害のある人に対する差別的解消を推進
- ・障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合う共生社会を実現

総則

- ・目的
- ・定義
- ・基本理念
- ・県の責務
- ・市町村の役割
- ・県民の責務
- ・財政上の措置を規定

障害を理由とする差別的禁止

- ・障害を理由とする，差別を禁止
- ・合理的配慮の不提供の禁止

紛争解決・相談体制の整備等

- ・障害のある人やその家族等からの，障害を理由とする差別に関する相談に対応するとともに，関係者間の調整等を行う体制を整備
- ・「障害を理由とする差別的解消を推進する法律」第17条第1項で定める障害者差別解消支援地域協議会として鹿児島県障害者差別解消支援協議会（以下「協議会」という。）を設置
- ・相談対応で解決しなかった場合に，協議会が，関係者に対してあってあせせん，助言を実施
- ・協議会によるあせせん等が不調の場合，知事による勧告，公表を実施

基本理念等

- ・個人としての尊厳の尊重及びそれに相応する生活の保障
- ・社会活動等への参加
- ・全ての県民に対する障害についての知識の普及及び理解の促進

差別の基準の明確化

以下の9分野における，障害を理由とする不利益取扱いについて，具体的に規定。

- ・福祉サービス
- ・公共的施設
- ・交通機関
- ・情報の提供及び受領
- ・商品，役務の提供
- ・不動産取引
- ・医療
- ・雇用
- ・教育

県民の意識啓発

- ・障害のある人に対する県民の関心及び理解を深めるための普及啓発を行うことを規定。
（啓発活動，調査研究の推進，表彰制度の創設）

条例の枠組み（案）に係るポイント等について

（ 1 / 2 ）

項 目	枠組み（案）	ポイント等
総則	定義	<ul style="list-style-type: none"> 法律や熊本県条例と同様，障害のある人及び社会的障壁について定義し，障害のある人の範囲については，法律や他県条例と同様，難病の方や障害のある子どもも含むものとする。
分野別の差別の禁止	全般1（差別を禁止する対象者）	<ul style="list-style-type: none"> 法律では差別を行う主体を行政機関と民間事業者に区分しているが，本県条例ではそのような区分はせず，全県民を対象とする。
	全般2（対象とする差別の形態）	<ul style="list-style-type: none"> 本県条例では，法律や他県と同様，障害を理由とする不利益取扱いと合理的配慮の不提供を対象とする。 また，法律では差別的取扱いの禁止を法的義務にし，合理的配慮の不提供については民間事業者は努力義務と規定しているが，本県条例では，障害者基本法や他県条例と同様いずれも禁止する。
	分野別の差別の禁止	<ul style="list-style-type: none"> 法律では，差別の基準を具体的に規定していないが，本県条例では熊本県条例と同様に，分野別に障害を理由とする不利益取扱いを規定し，分野は9分野について規定する。
相談体制及び紛争解決	相談対応	<ul style="list-style-type: none"> 障害のある人及びその家族その他関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に応じることを規定する。
	相談員の配置等	<ul style="list-style-type: none"> 相談員を設置している他県では，地域相談員と広域専門相談員の2種類を設置しているが，法律において，地方公共団体における相談体制の整備が義務づけられたことを踏まえ，地域相談員の役割は市町村が，広域専門相談の役割は県が担当する体制とする。
	附属機関の設置	<ul style="list-style-type: none"> 条例で設置する附属機関では，紛争解決のための助言，あっせんや障害を理由とする差別を解消するための方策を調査・審議するための機能を合わせ持った組織とする。
	紛争解決手続全般	<ul style="list-style-type: none"> 障害を理由とする不利益取扱いに係る紛争解決手続として，本県条例では熊本県条例と同様に，附属機関による助言，あっせん及び知事による勧告，公表を規定する。

項 目	枠組み(案)	ポイント等
	附属機関による助言又はあっせん	<ul style="list-style-type: none"> ・ 助言又はあっせんを行う対象事案については、熊本県条例と同様、分野別に差別の基準を規定した障害を理由とする不利益取扱いを対象とする。(合理的配慮の不提供については、条例施行後知見を収集、分析した上で対応について検討する。) ・ 助言又はあっせんを行う対象事案は、事実を確認するため、県の相談員による相談を経たものを対象とする。 ・ 行政不服審査法等その他の法令による救済制度がある事案は対象としない。
	勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害を理由とする不利益取扱いを行った者が正当な理由なく助言又はあっせん案を受諾しなかった場合を対象とする。
県民の意識啓発	調査・研究の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法律で規定する障害者差別解消支援地域協議会を本県条例で定める附属機関として設置する。
	普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本県条例の施行及び障害を理由とする差別を解消するための普及・啓発を効果的に行うため、表彰制度を設ける。
その他	施行日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本県条例が平成26年3月に公布された場合、相談体制の整備や県民への周知等、準備期間をとり、平成26年10月1日を予定している。
	罰則	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法律や他県の条例では、附属機関に係る秘密保持等に違反した場合の罰則を定めているが、本県条例では、本県における他の附属機関における秘密保持に係る取扱いとの均衡を図り規定しない。
	虐待防止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 熊本県条例では規定しているが、平成24年10月1日から施行されている障害者虐待防止法において虐待禁止、防止施策、対応窓口等について定められているので、本県条例では規定しない。

9分野における差別の基準の明確化

・障害を理由として、正当な理由なく行う以下の行為を禁止することを明記

福祉サービス

- ・福祉サービスの提供の拒否，制限，条件の付加，その他不利益な取扱い
- ・障害のある人の意思に反する，福祉施設への入所の強制

情報の提供及び受領

- ・不特定かつ多数の者への情報提供又は不特定かつ多数の者からの情報の受領について，情報提供又は受領の拒否，制限，条件の付加，その他不利益な取扱い

医療

- ・医療の提供の拒否，制限，条件の付加，障害特性に配慮した適切な説明の不実施，患者の理解の不確保その他不利益な取扱い
- ・障害のある人の意思に反する長期間の入院その他医療の受診の強制

公共的施設

- ・不特定かつ多数の者が利用する建物，施設又は設備の利用の拒否，制限，条件の付加，その他不利益な取扱い

商品・役務の提供

- ・不特定かつ多数の者への商品販売又は役務提供を行う場合に，商品販売又は役務提供を拒否，制限，条件の付加，その他不利益な取扱い

雇用

- ・応募又は採用の拒否，制限，条件の付加，その他不利益な取扱い
- ・賃金，労働時間，昇進，教育訓練福利厚生，その他の労働条件についての不利益取扱い
- ・解雇

交通機関

- ・旅客施設又は車両等の利用拒否，制限，条件の付加，その他不利益な取扱い

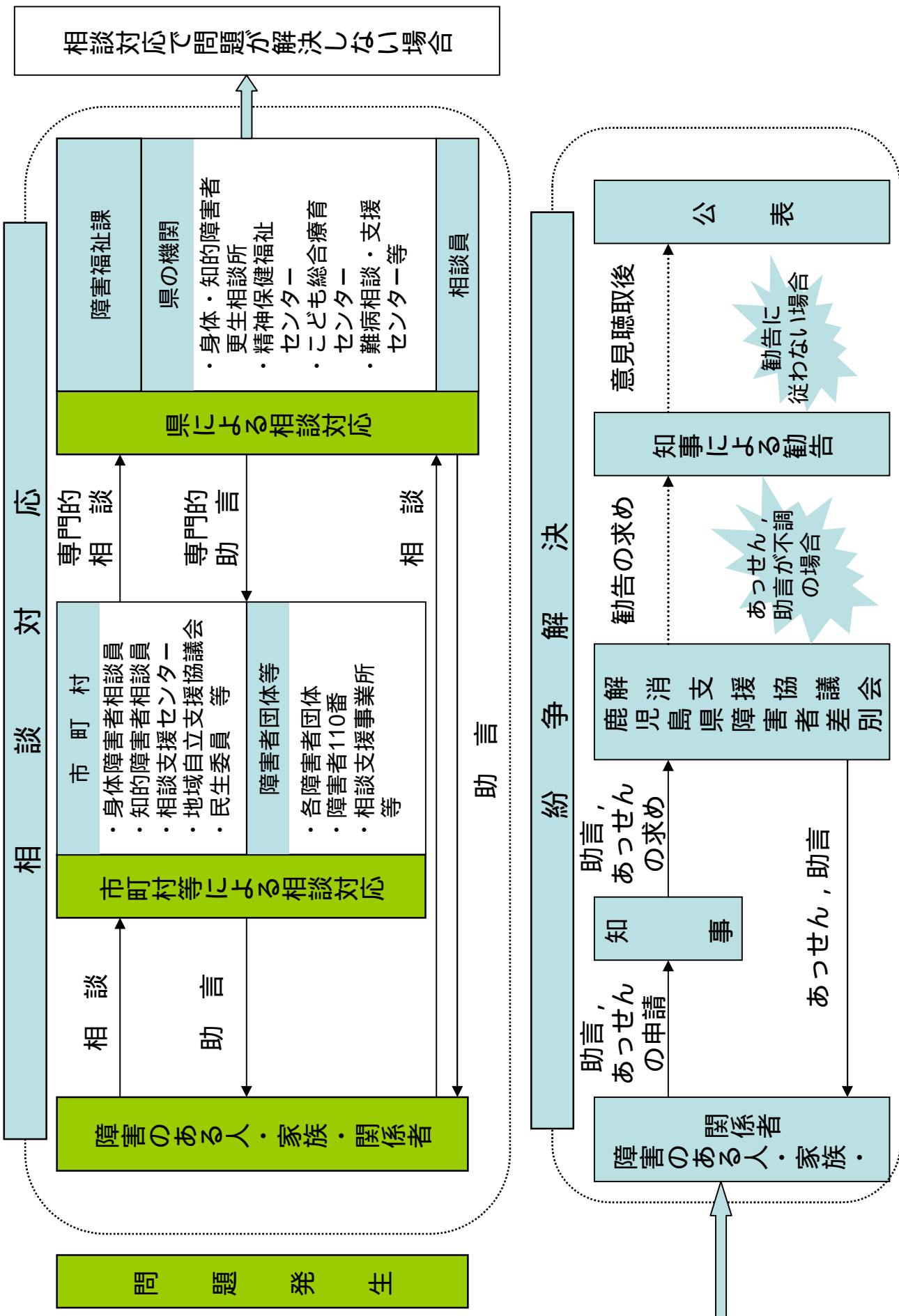
不動産取引

- ・不動産取引の拒否，制限，条件の付加，その他不利益な取扱い

教育

- ・障害のある人の年齢及び能力に応じ，かつ，その特性を踏まえた教育を受けられることができるための指導又は支援の不実施
- ・保護者への意見聴取・説明を経ないでする，就学先の決定

障害を理由とする差別に関する相談・紛争解決体制（案）



障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例（仮称）
 枠組み（案）各県比較

本県条例の枠組み（案） 〔施行日〕	法律 (H28.4.1)	北海道 (H22.4.1)	岩手県 (H23.7.1)	千葉県 (H19.7.1)	長崎県 (H26.4.1)	熊本県 (H24.4.1)
1 前文	×	×				
2 総則関係						
(1) 目的						
(2) 定義						
(3) 基本理念	×					
(4) 県の責務	(国及び地方					
(5) 市町村の役割	団体の責務)					
(6) 県民の責務	(国民の責務)					
(7) 財政上の措置	×					
3 分野別の差別の禁止						
(1) 福祉サービス	×	×	×			
(2) 公共的施設	×	×	×			
(3) 交通機関	×	×	×			
(4) 情報の提供及び受領	×	×	×			
(5) 商品・役務の提供	×	×	×			
(6) 不動産取引	×	×	×			
(7) 医療	×	×	×			
(8) 教育	×	×	×			
(9) 雇用	×	×	×			
4 相談体制及び紛争解決						
(1) 相談への対応						
(2) 相談員の配置等	×		×			
(3) 附属機関の設置	×		×			
(4) 附属機関による助言 又はあっせん	×		×			
(5) 知事による勧告	×		×			
(6) 公表	×		×	×		
5 県民の意識啓発						
(1) 啓発活動			×	×		
(2) 調査・研究の推進			×			×
(3) 表彰	×	×	×			×
本県の枠組（案）には規定 していないが，他県条例等 で定めている主な事項	・ 基本方針 ・ 職員対応要領 ・ 指針の作成 ・ 罰則（秘密保 持，不報告及 び虚偽報告）	・ 虐待禁止	・ 虐待禁止	・ 訴訟の援 助 ・ 罰則（秘 密保持）	・ 罰則（秘 密保持 （附属機 関委員の み））	・ 虐待禁止 ・ 罰則（秘 密保持）

障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例（仮称）の制定スケジュール（案）

		H25年度											
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
条例制定 スケジュール				差 別 立 消 法 公 布		条 例 制 定 案 の 作 成		条 例 素 案 作 成					条 例 公 布
	庁内作業	条例枠組・素案の検討		条 例 制 定 案 の 検 討					条 例 素 案 の 検 討				
庁内検討会 (1回目：H25.2.19)	条例枠組・素案の検討 (3回開催)						第2回検討会 (条例枠組案)	第3回検討会 (条例素案)					
条例検討委員会 (1回目：H25.3.26)	条例枠組・素案の検討 (3回開催)						第2回委員会 (条例枠組案)	第3回委員会 (条例素案)					
議会													条例案審議
意見交換会等							障害者・家族団体等との意見交換	障害者・家族団体等との意見交換					
							県政モニターアンケート	教育、福祉、商工等関係団体意見交換				市町村等への説明	

平成26年10月1日施行予定

「障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例（仮称）」
検討委員会設置要綱

（設置）

第1条 障害を理由とした差別をなくし、障害のある人もない人も一人ひとりの人格と個性が尊重され、社会を構成する対等な一員として安心して暮らすことのできる社会を実現するために制定する条例（以下「条例」という）について検討するため、「障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例（仮称）」検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、条例の制定に関し必要な事項を調査検討するものとする。

（組織）

第3条 委員会は、委員21人以内で組織する。

2 委員は、障害当事者、福祉・医療・教育・雇用・商工等の関係者、学識経験者、関係行政機関の職員等のうちから、知事が委嘱する。

3 委員のうち、2名は公募委員とする。

4 委員の任期は、委嘱の日から、条例の制定に関し必要な事項の調査検討が終了したときまでとする。

（委員長）

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会の会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議（以下「会議という。」）は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

4 委員長が必要と認めるときは、関係者に出席を求め、意見を聞くことができる。

（庶務）

第6条 委員会の庶務は、保健福祉部障害福祉課において処理する。

（雑則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成25年3月26日から施行する。

2 第5条第1項の規定にかかわらず、この要綱の施行の日以後最初に開かれる会議は、知事が招集する。